

京都市地域改善対策奨学金貸与規則を廃止する規則附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧京都市地域改善対策奨学金貸与規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年8月10日

京都市長 門川大作

京都市規則第29号

京都市地域改善対策奨学金貸与規則を廃止する規則附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧京都市地域改善対策奨学金貸与規則の一部を改正する規則

京都市地域改善対策奨学金貸与規則を廃止する規則附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧京都市地域改善対策奨学金貸与規則の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「14.5パーセント」を「5パーセント（当該返還すべき日の翌日から6月を経過する日までの期間にあっては、年2.5パーセント）」に改め、同条に次の4項を加える。

- 3 延滞利子の額を計算する場合において、その計算の基礎となる返還すべき奨学金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額は、切り捨てる。
- 4 市長が借受者に対して地方自治法施行令第171条の規定による督促を行った場合において、当該借受者が督促状に指定した期限までに返還すべき奨学金を完納したときは、延滞利子は、徴収しない。
- 5 延滞利子の確定金額が1,000円未満であるときは、延滞利子は、徴収しない。
- 6 延滞利子の確定金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、切り捨てる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の旧京都市地域改善対策奨学金貸与規則（以下「改正後の規則」という。）第13条第1項、第3項及び第4項の規定は、延滞利子のうちこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則第13条第5項及び第6項の規定は、施行日以後にその額が確定する延滞利子について適用し、施行日前にその額が確定した延滞利子については、なお従前の例による。

(文化市民局市民生活部人権文化推進課)